

集落活動センターの更なる拡大に向けた取り組み 【案】

中山間地域対策課

平成26年2月17日

集落活動センターの課題と来年度に向けた新たな取り組み

ステップ

ステップ1 (1年)

ステップ2 (1~2年)

ステップ3 (3年)

掘り起こし・計画段階

立ち上げ協議・準備段階

立ち上げ後段階

- ・地域への普及、啓発
- ・住民の意向、ニーズの把握
- ・住民発意の喚起
- ・実施箇所の選定
- ・計画づくり

- ・合意形成、住民総意
- ・組織とネットワークづくり
- ・活動内容の協議
- ・拠点の機能検討、整備

- ・活動の充実、拡大
- ・活動のフルスペック化
- ・将来的に活動が継続できる仕組みの確立

- 地域(集落)における具体的な情報の不足
- センターのメリットや必要性に対する理解の不足
- センターの活動の土台となる地域活動の衰退
- 地域活動の源となる人財や資源の不足

- 会議を円滑に進めるためのノウハウが不十分
- 地域の意見をまとめる調整役や世話役の不在
- 立ち上げに向けたサポート体制が不十分

- 活動の幅の広がりが不十分
- コーディネーターや活動の実践者の不足
- 経済的な活動の目的が立たない

センターの取り組みの確立

将来にわたる活動の継続

各地域の取り組みに対して市町村と連携した、きめ細かで濃密に支援できる体制と情報提供が不十分

センターの取り組みが確立するまでは、様々な課題が広範囲で存在

県内全域への取り組みの周知・普及

センターの迅速かつ円滑な立ち上げ

センター活動の充実、強化

- 新①市町村のランドデザインづくりへのサポート
- 新②市町村と連携した住民向けの説明会の開催
- ③市町村との調整、施策の必要性や内容等の説明
- 新④市町村向けの支援マニュアルの作成
- ⑤支援ハンドブック等の活用促進
- 新⑥地域外からのアイデアや発案の地域への提案
- 新⑦地域ニーズや要望の収集とフィードバックの仕組みづくり
- ⑧普及、啓発のためのアドバイザーや実践者等の派遣

- 新⑨大学等の連携によるセンターの取り組み促進
- 新⑩総括マネジャーの設置に向けた支援
- 新⑪立ち上げに向けたノウハウの構築
- ⑫ワークショップ等の会合への専門家やアドバイザー派遣
- ⑬準備段階からの高知ふるさと応援隊の導入支援(4年間)
- ⑭市町村や地域支援企画員等(行政の支援人材)のスキルアップなど、人材育成に向けた取り組みの推進

- ⑮活動の拡充やフルスペック化に向けた支援
- ⑯経済的な自立や活動の継続に向けた支援
- ⑰取り組みに対する財政支援(3年間で3000万円)
- ⑱アドバイザー派遣などの人的な支援の展開
- 新⑲市町村との連携による3年後のフォローアップの方策検討(横断的な取り組み)
- ⑳センターの取り組みの進捗管理の実施
- ㉑取り組み段階や地域ニーズに応じた各種研修会の開催

トータルプラン・・・掘り起こし・計画づくりからセンターの取り組みが確立するまでの段階を総合的に支援

トータルプランの推進に向けた4つのポイント

1. 市町村や地域へのきめ細かなサポート体制の充実、強化

- ◇地域支援企画員(総括・集落支援担当職)の新たな配置(7つの地域本部に配置)
 - ・市町村、地域への濃密なサポート
 - ・地域支援企画員への効果的なサポート
 - ・市町村支援チームなど地域での支援体制の先導、調整
 - ・本庁とのパイプ役 など

体制を充実・強化

2. 本庁、地域本部、市町村の連携体制の構築

- ◇「庁内推進会議」の定例開催による本庁と地域本部との連携体制の構築
 - ・センターの取り組みの状況について全庁で共有、現状分析と対応策の協議
 - ・本庁、地域の相互の情報交換や橋渡し
- ◇市町村別の「支援チーム会」の設置による県と市町村との連携体制の構築
 - ・市町村と連携した計画づくり、「戦略会議」による進捗管理の実施

3. 市町村ごと、地域ごとの計画づくりと進捗管理の導入

- ◇市町村の全体構想や地域ごとの実施計画などへの支援
 - ・市町村ごとの現状分析と全体構想や戦略づくりへの支援
 - ・地域ごとの実施計画づくりへの支援
- ◇センターごとの進捗状況や課題の把握、対応策の検討
 - ・「支援チーム会」、「庁内推進会議」で、センターの進捗状況などについて情報共有し、課題の抽出、課題に向けた対応策の検討

4. 取り組みの可能性を広げる地域外からの視点とアイデアの導入

- ◇センターの活動の参考となる「モデルプラン」の提案
 - ・「農産物等の生産販売」や「加工品づくり」、「交流活動」、「店舗経営」などセンターの経済活動を核とした、様々なビジネスモデルの提案
 - ・地域の資源等のブラッシュアップや付加価値をつける方策の導入支援
 - ・移住対策など県の施策等とも連動した、新たなアイデアの導入支援

課題

課題解決に向けた県の対策

対策を推進するための手法

ポイント3

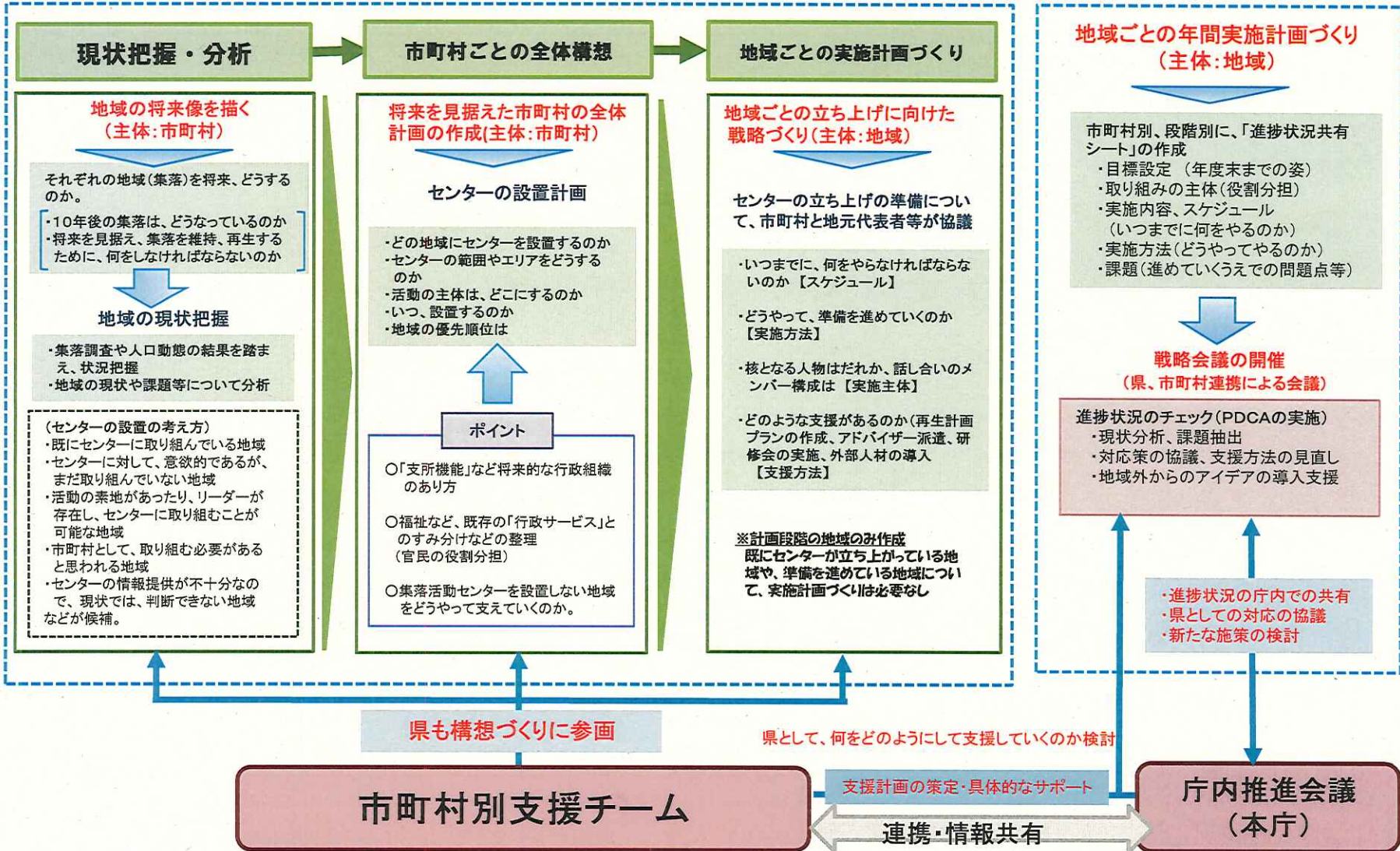
市町村ごと、地域ごとの計画づくりと進捗管理の導入

構想づくり(グランドデザイン)

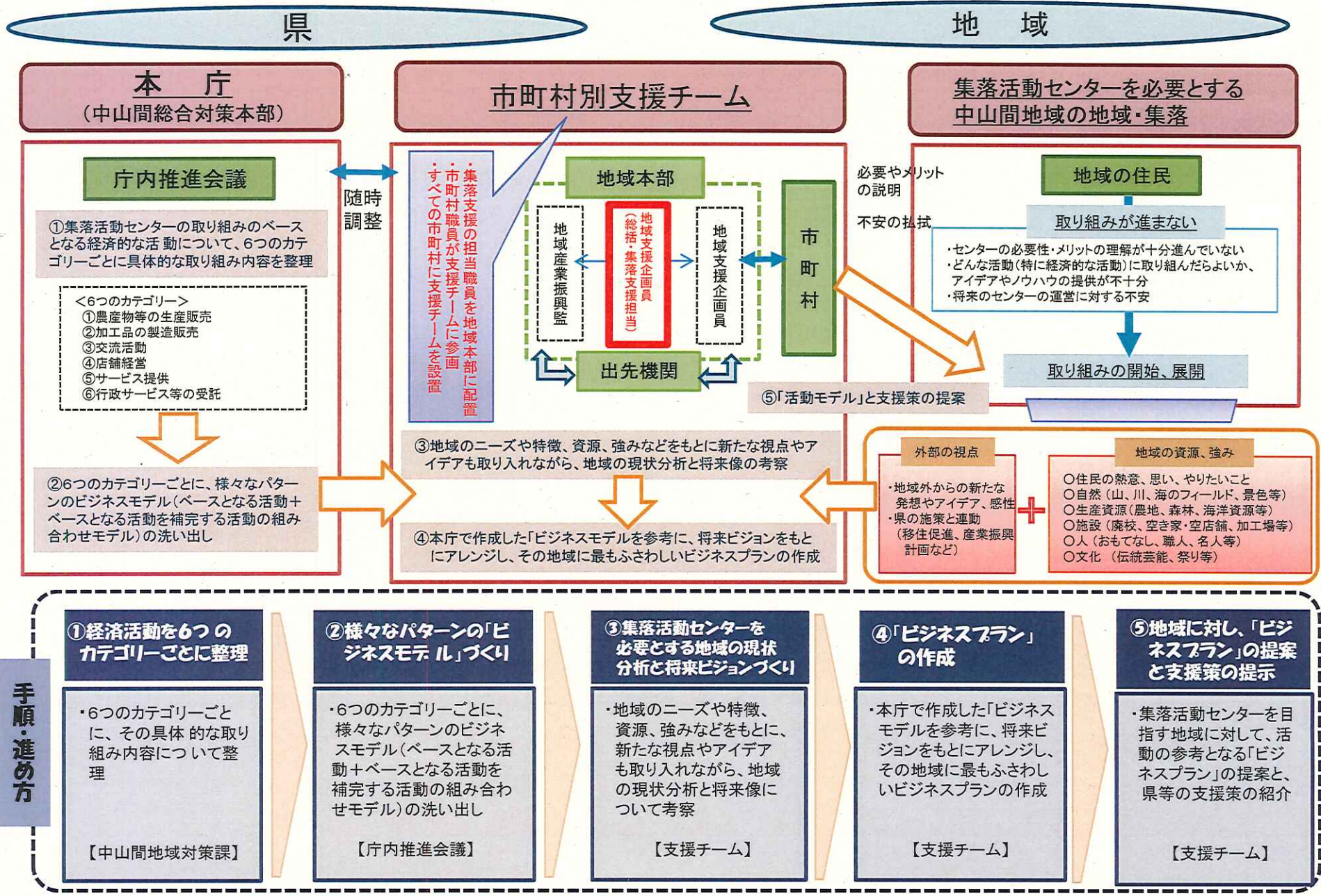
進捗管理

地域・市町村

県



ポイント4 センターの取り組みの可能性を拡げる地域外からの視点やアイデアの導入



平成26年度 中山間総合対策本部における重点テーマと推進体制(案)

重点テーマと課題

【4つの重点テーマ】

総合

集落活動センターの推進

- ◇集落活動センターの県内全域への広がり
- ◇集落活動センターの3年後の自立に向けた支援
- ◇高知ふるさと応援隊の定住支援

中山間地域対策課

産業をつくる

小さなビジネス・拠点ビジネスの推進

- ・小さなビジネスの推進
 - ◇小さなビジネスの普及促進(所得の向上)
 - ・小さなビジネスの発掘、育成(地域内流通の確立)
 - ・地産外商(地域外流通の確立)に繋げる仕組みづくりなど
- ・拠点ビジネスの推進
 - ◇拠点ビジネスの普及促進(雇用の創出)
 - ・拠点ビジネスの政策の浸透
 - ・拠点ビジネスの新たな発掘と育成、地域での体制づくり
 - ・拠点ビジネスの地域外への取り組みの拡大など

計画推進課

地域農業推進課

生活を守る

鳥獣被害対策

- ◇野生鳥獣に強い集落づくりの推進
- ◇有害鳥獣の捕獲体制の強化
- ◇野生鳥獣の有効活用(ジビエの推進)

鳥獣対策課

中山間地域対策課

移手段の確保対策

- ◇市町村ごとのきめ細かな仕組みづくりの推進

推進体制

市内推進会議

【メンバー構成】

○中山間地域対策課、関係課室(産業、福祉、生活分野等)、地域支援企画員(総括・集落支援担当)

【位置づけ】

○会議の招集・主催 → 中山間地域対策課
○2カ月に1回程度定期的に開催

【ミッション】

- ・センターの取り組みの進捗状況の把握
- ・現状分析と対応策の協議
- ・本庁、地域の相互の情報交換や橋渡し(外発的な支援を取り入れる仕組み等)
- ・中山間総合対策本部への定期的な報告

市町村別支援チーム会

【メンバー構成】

○地域支援企画員(総括・集落支援担当)、地域支援企画員(総括を含む)、関係出先機関(農業振興センター、福祉保健所等)、市町村等

【位置づけ】

○会議の招集・主催 → 地域支援企画員(総括・集落支援担当)
○必要に応じて随時開催

【ミッション】

- ・市町村ごとの構想づくりへの支援(全体計画、地域ごとの実施計画)
- ・地域ごとの年間実施計画づくりへの支援と県の支援計画の作成
- ・進捗管理の実施(進捗状況の把握、PDCAの実施)
- ・地域に対する具体的な支援の実行
- ・外発的な支援を取り入れる仕組みの検討
- ・地域のニーズを施策に結びつける仕組みの検討

市内推進チーム会議

【メンバー構成】

○計画推進課、中山間地域対策課、地域農業推進課、地産地消・外商課、合併・流通支援課、地域産業振興監or地域支援企画員(総括)
*必要に応じて他の関係課や民間団体(市場流通関係者等)がオブザーバー参加

【位置づけ】

○会議の招集・主催 → 中山間地域対策課
○小さなビジネス・拠点ビジネスのとりまとめ
→ 計画推進課、地域農業推進課

【ミッション】

- 「中山間の産業づくり」の政策の柱の一つに位置づけられた「小さなビジネス」と「拠点ビジネス」に焦点を当て、具体的な成果に繋げる。
- ①それぞれの地域での進捗状況及び課題把握
- ②取り組みを拡大させるための手立てや方策の検討

情報共有

産業振興推進地域本部

○産業振興計画を推進する地域本部の取り組みのうち、「小さなビジネス」と「拠点ビジネス」を中山間総合対策本部の重点テーマとして位置づけて取り組む。

【ミッション】

- (1) 小さなビジネス
 - ・小さなビジネスの具体的な事例への支援活動の展開
 - ・小さなビジネスの新たな取り組みの発掘及び育成
- (2) 拠点ビジネス
 - ・既存の拠点ビジネス(11事例)への支援
 - ・拠点ビジネスの新たな取り組みの発掘及び育成

場合によっては取り組みに参画し、フィードバック

中山間総合対策本部

市内連絡会議(各部署主管課等)

集落活動センターのベースとなる経済活動の具体的な取り組み(素案)

別紙1

活動区分	具体的な取り組みの内容	関係課	備考
1. 農産物等の生産販売	1 米等の生産販売(集落営農の取り組みを含む)		
	2 野菜や花卉等の基幹作物の生産販売		
	3 果樹等の生産販売		
	4 薬草の生産販売		
	5 山菜等の栽培販売		
	6 シイタケ等の生産販売		
	7 森林経営(集落による自伐型の林業経営)		
	8 間伐や作業道の整備を行う自伐型小規模林業の経営		
	9 特用林産物の生産、販売(シキミ、サカキ等)		
	10 カット野菜の生産販売		
	11 有機野菜の生産販売		
	12 その他、地域固有の農産物等の生産販売(碓石茶、ギンブローなど)		
2. 加工品の製造販売	13 農産物の加工品の製造販売(お菓子、ジャム等)		
	14 水産物の加工品の製造販売		
	15 木工、工芸品等(食料品以外)の製作販売		
	16 土佐備長炭等、炭の生産、販売		
	17 ハーブ・ドライフルーツ、ドライ野菜の生産販売		
	18 野生鳥獣等を活用したジビエの製造販売		
3. 交流活動	19 交流宿泊施設の運営		
	20 市民農園、棚田オーナー制度の導入		
	21 果樹等のオーナー制度の導入		
	22 観光農園、果樹園等の経営		
	23 クラインガルテン(滞在型市民農園)の運営		
	24 農業体験(田植え・稲刈り、野菜収穫、そば打ち、ピザづくり等)の実施		
	25 林業体験(間伐、シイタケの駒うちなど)		
	26 自然体験【グリーンツーリズム】の実施 (山登り、ウォーキング、森林セラピー、川遊び等)		
	27 自然体験【ブルーツーリズム】の実施 (漁業体験、釣り、ダイビング、海水浴、磯遊び等)		
	28 観光ツアー(文化・産業遺産、歴史、旧所名跡)の実施		
	29 イベント(伝統芸能、神楽、農村歌舞伎、祭り、婚活イベントなど)の実施		
	30 モトクロス場等の遊戯、スポーツ施設の運営		
	31 スポーツ等の合宿・キャンプ等施設の運営		
	32 文化活動の合宿施設の運営		
33 お試し住宅・簡易宿泊施設の提供			
34 地域づくり視察の受け入れ、研修事業の実施(視察料等の徴収)			

活動区分	具体的な取り組みの内容	関係課	備考
4. 店舗等経営	35 生活店舗の運営(ガソリンスタンドを含む)		
	36 農家レストラン・食堂等の運営		
	37 カフェ、喫茶店等の運営		
	38 居酒屋、パブの運営		
	39 旅館、民宿の運営		
	40 銭湯の運営		
	41 直販所の経営		
5. サービス事業	42 貸店舗、シェアオフィスの運営		
	43 シェアハウス、アパート経営		
	44 空き家の貸出、斡旋、仲介等サービスの実施		
	45 移動販売、宅配サービスの実施		
	46 学校給食サービス・配食サービスの実施		
	47 移送サービスの実施		
	48 庭先集荷・集出荷サービスの実施		
	49 グループホームの運営		
	50 人材派遣・よろずサービスの実施		
	51 葬祭事業の実施		
	52 鳥獣の捕獲活動の実施		
	53 新聞の販売店の経営		
	54 学習塾・各種教室等の運営		
	55 自然エネルギー等の活用		
56 人材育成等の研修事業の実施			
57 集落活動センター応援サポーター制度の導入			
6. 行政サービス等の受託	58 公営施設等の管理業務の受託(公園、公共施設等の指定管理)		
	59 道路管理業務の受託(草刈り等の道路維持活動)		
	60 河川管理業務の受託(調査、計画等の業務を含む)		
	61 生活用水等の管理の受託(維持修繕を含む)		
	62 水道、電気、ガス等の検針の受託		
	63 乳幼児一次預かり事業や家庭的保育事業の実施		
	64 放課後子ども教室の開設		
	65 遊魚センターの運営(遊魚券の販売、釣り情報の提供等)		
	66 あったかふれあいセンター事業の受託		
	67 介護サービス事業の実施(通所型サービス、生活支援サービス)		
	68 教育活動推進員の受任(土曜日の教育プログラムに参画)		
	69 手続き代行業務の受託(中山間地域等直接支払制度申請手続き等)		
	70 移住相談窓口業務の受託		
	71 その他、行政からのアウトソーシング事業の受託(テープおこし等)		

集落活動センターのビジネスモデルについて(素案)

カテゴリー	パターン	ビジネスモデル			想定される地域、必要な条件等	活用できる支援制度等	備考 (参考事例)	
		コンセプト	モデルの概要	メインとなる活動				メインの活動を補完する活動
1. 農産物等の生産販売	①	農業経営 (米作等)	地域の米を集約し、地域ブランドとして、道の駅や直販所で販売するとともに、地域の学校給食や病院給食等に活用してもらい、将来的には、インターネット等を通じた販売を目指す。 農業生産の技術を生かし、高齢で生産が困難となった農業者のために、米生産の業務を請け負う。 また、地域の農地を活用して、野菜(ニラ)など、地域の基幹品目を栽培するとともに、農業体験等のイベントもを行い、交流人口の拡大を図る。	○米の集約、販売 ・地域米のブランド化による地域の直販所等での販売、学校給食や病院給食等の食材としての活用	□米の生産作業の受託 ・高齢の農業者等から依頼を受け、米の生産を受託 □野菜の生産・販売 ・集落単位で、地域の基幹品目である野菜等の生産販売(ニラ、ショウガ等) □農業体験 ・地域外との交流促進のためのイベント等の実施(田植え、稲刈り、野菜収穫など)			
	②	農業経営 (果樹等)	後継者のいない果樹園を借りて、オーナー制度を導入し、観光果樹園、ふれあい牧場を運営。中心エリアの保育園や小学校と連携して遠足定番コースに組み込む。農園で生産される果物や乳製品等を使った洋菓子の製造・販売を行う。	○果樹の生産と観光農園の経営 ・果樹の生産に合わせて、オーナー制度による観光農園や果樹園の経営	□交流事業 ・ふれあい牧場(小動物の飼育)などの交流事業やイベントの実施 □加工品の生産販売 ・果実や乳製品を使った洋菓子の製造・販売			
	③	農業経営 (野菜等)	地域の野菜や加工品を生産し、それを地域出身者や地域のファンなどの応援団に販売を行うとともに、定期的に応援団等の交流事業やイベントを開催する。また、地域の野菜や加工品については、地域の直販所等で販売を行う。	○農産物の生産 ・地域の野菜を中心とした基幹品目の生産販売 (地域応援団制度……ふるさと宅急便で会員に直送)	□加工品の生産販売 ・地域の野菜や山菜等の加工品の販売(ふるさと宅急便で会員に販売) □交流事業 ・応援団等による定期的なイベントの実施……運動会や収穫祭など ※集落活動センターによる「会員制ふるさと小包便」(会員制の産直便。月1~2回の農産物と加工品のお届け。			
	④	農業経営 (野菜中心)	高齢者の労力と遊休農地を活用して、露地野菜(青ネギや大根など)を栽培。野菜は県内カット野菜工場へ販売するとともに、学校給食等への食材を提供する。	○カット用野菜の栽培 ・カット用の野菜の生産	□カット野菜等の販売 ・県内カット工場等への出荷、スーパー等との契約販売 □学校給食サービスの参入 ・市町村の学校給食等への食材提供			
	⑤	農業経営 (農産品等)	後継者のいない農家の土地や耕作放棄地等を活用して、ハーブを栽培し、契約レストランへ販売する。その他、ハーブティーなどの加工品を製造・販売する。	○ハーブの栽培 ・遊休農地を活用したハーブ等の生産	□加工品の生産販売 ・ハーブティーなど加工品の製造し、都会の商店、レストラン等との契約販売 □農業レストランの経営 ・ハーブティーなどをメインとした特徴的なカフェを併設			
	⑥	農業経営 (有機野菜等)	少量多品目を有機栽培し、有機専門店での販売や消費者への宅配を行う。また高知市内等のレストランと契約し、食材として販売。 出荷できなかった野菜は地域内の高齢者等への配食用食材として販売する。	○少量多品目の有機野菜の栽培 ・少量多品種の有機野菜の販売	□農産物の販売 ・高知市等のレストランと契約による、有機野菜等の食材の提供 □食堂、レストランの経営 ・有機野菜を提供できる食堂やレストラン等の経営			
2. 加工品の製造販売	①	地域産品の活用	地域にある既存の施設等を活用した製造施設と店舗を整備し、地域の食材を活用した地域の特産品(イチゴやブルーベリー、柑橘類など)を活用した焼き菓子・洋菓子・冷凍お菓子を中心とした加工品の生産と販売をメインに展開。カフェを兼ねた店舗の経営に加え、インターネットや地域の直販所等を通じて販売。 また、お菓子づくりの技術やノウハウを生かし、お菓子作り教室を開催するとともに、女性をターゲットとした、お菓子をテーマとした交流イベントを開催する。	○お菓子等の加工品の製造、販売 ・店舗に加え、道の駅やインターネット等で販売	□店舗(カフェの併設)の経営 ・製造施設の隣に、カフェ的な機能を備えた店舗を整備し運営 □お菓子を中心とした料理教室の開催 ・お菓子づくりのノウハウを生かした料理教室等の実施 □イベント交流の実施 ・お菓子をモチーフとし、女性をターゲットとしたイベントの実施			
	②	野生鳥獣の活用	山中に処理施設を建設し、捕獲したシカやイノシシなどの肉を県内の食堂やレストラン、宿泊施設に販売するとともに、地域食材として宿泊交流施設で料理提供する。 併せて、皮や角、牙等を加工し、地域の特産品として販売する。	○シカやイノシシ肉の解体加工・販売 ・鳥獣対策として捕獲したシカやイノシシ肉の加工、販売(直販所で販売)	□野生鳥獣の捕獲 ・捕獲報奨金制度の活用による野生鳥獣の捕獲 □ジビエレストラン・食堂等の経営 ・ジビエ料理を中心とした食堂、レストランの開設 □皮革加工品づくり ・捕獲したシカやイノシシを皮等を活用した加工品づくり			
	③	農産品の活用	地域で生産される野菜や果物を乾燥させ、ドライフルーツ・ドライ野菜として販売を行う。併せて、ドライフルーツやドライ野菜を加工した商品の販売するとともに、レストランやカフェの経営を、集落活動センター内で行う。	○ドライフルーツ・ドライ野菜の製造・販売 ・ドライフーズ(野菜や薬草(ハーブ)を天日で干して乾燥)づくり。 ※カット野菜の保存食版、スープ用など利用できる。生より保存がきき、常温で長持ち。お手製レンドをつけて販売。また乾燥の薬草は、入浴用や石鹸やアロマキャンドルに活用しお土産品づくり活用)高齢者の手作業にちょうどいい。	□店舗の経営 ・ドライフルーツ、ドライ野菜の専門店の経営 □加工品の販売 ・都会の店舗との取引を行い、ドライフルーツ、ドライ野菜の販売 □レストラン、カフェの運営 ・ドライフルーツ、ドライ野菜の専門店にレストラン、カフェの併設			
	④	森林資源の活用	管理が行き届いていない地域の山林を借りて山の管理を行い、そこから切り出したカシ等の木で、土佐備長炭の製造・販売。炭焼きやグリル料理づくり等の体験交流も行う。	○土佐備長炭等の製造 ・地域の森林資源を生かした、土佐備長炭など地域独自の炭等の製造	□交流体験 ・炭焼きや炭を活用した料理をふるまう、体験交流事業の実施 □加工品の販売 ・地域の特産品として広くPRし、量販店やインターネット等を通じて、県内外に販売			
	⑤	資金調達	地域の特産品等を活用した商品開発を行う際に、クラウドファンディングを行い、事前の資金やアドバイス等を募集するとともに、事前に地域の情報を発信するファン層を獲得。 開発した際の先行販売や、地域のイベント等へ招待し、ワークショップの開催や交流イベント等へ繋げる	○商品開発 ・クラウドファンディングによる商品開発の実施	□交流イベント ・地域外との交流イベントの実施 □加工品用の農産物の生産 ・商品開発の食材提供のための農産物の提供			

カテゴリー	パターン	ビジネスモデル			想定される地域、必要な条件等	活用できる支援制度等	備考 (参考事例)	
		コンセプト	モデルの概要	メインとなる活動				メインの活動を補完する活動
3. 交流活動	①	廃校活用	地域にある廃校などを活用し、交流宿泊施設を整備。施設の運営を中心に、その他の空きスペースを活用し、日用品の販売や、食堂、居酒屋等の経営を行い、地域の憩いの場や地域外の人の交流の拠点とする。 また、宿泊等と連動させて、婚活等のイベントやそば打ち、ピザづくり等の体験交流事業等も併せて実施する。	〇交流宿泊施設の運営 ・廃校等を活用した交流型の宿泊施設の運営	□生活店舗の経営 ・地域住民に生活用品等を提供できる生活店舗の経営 □食堂、居酒屋の経営 ・昼間は喫茶店として、また、夜間は居酒屋として活用 □体験交流事業の実施 ・婚活イベント、そば打ち、ピザ焼き、山菜とりなどお親子を対象としたイベント			
	②	山林活用	地域の「山林」や「里山」を活用し、山登りやウォーキング等が楽しめるコースとして整備し、集客を図るとともに、ツアーガイド等を育成するとともに、定期的な登山イベントやガイドツアーを開催。 また、山の幸を活用した山菜等の加工品や木工品を製造し、イベントやツアー参加者等へ販売するとともに、地域内の直販所や道の駅で販売する。	〇自然体験(グリーンツーリズム)の実施 ・山登り、ウォーキング等の開催、ガイドツアーの実施	□木工・工芸品等の生産販売 ・山林資源を活用したイス等の工芸品の製造、販売 □山菜等の販売 ・地域の資源である山林等を活用した山菜等の販売 □鳥獣の捕獲 ・捕獲報奨金制度を活用したシカやイノシシ等の野生鳥獣の捕獲			
	③	農地活用	地域にある耕作放棄地などを有効に活用し、「棚田オーナー制度」を実施し、地域外の人々に田の貸し出しを行う。また、それに、オーナーやその関係者との交流イベントを定期的に開催。 また、棚田オーナー制度と連動させながら、地域外の人々の交流を促進し、地域への応援団づくりを進めるために、「センターのサポーター制度」を導入する。 センターで野菜の農作物の生産を行い、農協や地域の直販所等に出荷する。	〇棚田オーナー制度の実施 ・地域の耕作放棄地を活用した棚田オーナー制(米)の実施	□イベントの実施 ・棚田オーナー等との交流イベントの実施…収穫祭など □センターのサポーター制度の導入 ・地域外との交流を図るための応援団を募集し、交流を行う □農産物の生産販売 ・野菜等の農産物の生産・販売(露地野菜等の生産販売)			
	④	山林活用	地域にある耕作放棄地などの農地や山林を有効に活用し、「果樹、山菜、原木しいたけ等のオーナー制度」を実施し、地域外の人々に農地・山林の貸し出しを行う。オーナーやその関係者との交流イベントを定期的に開催。 また、地域への応援団づくりを進めるために、「センターのサポーター制度」を導入する。 センターで野菜の農作物の生産を行い、農協や地域の直販所等に出荷する。	〇果樹等のオーナー制度の実施 ・果樹、山菜や原木しいたけ等のオーナー制度の導入	□イベントの実施 ・果樹オーナー等との交流イベントの実施…収穫祭など □センターのサポーター制度の導入 ・地域外との交流を図るための応援団を募集し、交流を行う □農産物の生産販売 ・果物等の農産物の生産・販売(露地野菜等の生産販売) □農産物の加工販売 ・収穫物を使用したお菓子・漬物等の加工・販売			
	⑤	山林活用	地域の自然や山の起伏を有効に活かしたモトクロスコースの建設と、モトクロスレースの開催。あわせて、地域の冷泉なども活かした銭湯を運営し、レース参加者を中心に広く利用してもらう。	〇モトクロスコース場の経営 ・地域の山林等を活用して、モトクロス等の娯楽施設等を運営	□交流事業の展開 ・ライダーをターゲットとした交流事業やイベントの開催 □銭湯の経営 ・遊休施設を活用し、冷泉等を引き込むことで銭湯を運営			
	⑥	移住促進	移住者のお試し滞在住宅を数棟整備し、県への移住を検討している者(特に能力や実績があり、地域活動に意欲のある者)を常に受け入れ、今後の本格的な移住に向けた各種プログラムを地域をあげて実施し、各市町村の移住促進団体等との連携により、各地の移住者受け入れ希望地域のニーズに応じた人材を当該集落活動センターが供給する。 また、単純な移住ではなく、高知ふるさと応援隊員の紹介も実施。(人材誘致促進ベースキャンプ型)	〇お試し滞在住宅の運営 ・地域の空き家や廃校等を活用したお試し滞在住宅の管理、運営	□イベントの実施 ・移住体験プログラムの実施(地域活動への参加促進)や移住希望者など、地域外との交流イベントの実施 □店舗経営 ・地域の特産品等を販売できる店舗の経営 □移住受け入れ窓口 ・移住者受け入れ希望地域への紹介			
	⑦	移住促進	地域の農地や空き家等を活用し、クラインガルテン(滞在型市民農園)を整備し、市町村との連携により、運営管理を行うとともに、移住者の相談窓口を開設し、移住者の積極的な受け入れを行う。 また、環境や健康等に意識が高い地域外の人々との交流を行うとともに、移住者等にも参加してもらい、有機や減農薬等の農業経営に乗り出し、ブランド化を行う。	〇クラインガルテンの経営 ・行政との連携による滞在型の市民農園などの運営管理	□移住相談窓口の受託 ・移住にかかわる相談窓口の受託 □農業経営 ・有機農業の展開(野菜、米等)とインターネット等による販売 □交流事業の実施 ・有機農業等をコンセプトとした農業体験事業の実施			
	⑧	移住促進	宿泊交流施設をメインとしながら、移住者向けの伝統工芸(土佐打ち刃物、土佐和紙など)研修施設を運営するとともに、伝統工芸の創作体験や直販所での販売を行う。	〇宿泊交流施設の運営 ・廃校施設の活用による宿泊交流施設の運営(指定管理)	□移住促進 ・移住者募集型研修施設「伝統工芸伝承育成塾」の運営 短期(お試し)型、長期型、地域おこし協力隊型など、様々な形態で研修生を受け入れ □交流事業 ・伝統工芸の創作体験 一定の技量に達した研修生を講師として活用 □店舗の経営 ・直販所の経営 ・地域の特産品のひとつとして、伝統工芸品を取り扱い			
	⑨	施設の活用	地域の豊かな自然や涼やかな気候を生かし、各種スポーツや文化活動の合宿地として認知を図るため、地域の廃校等の施設を合宿施設として活用。施設の一部には、一般の方が利用できる食堂も敷設。 農産物の生産や農産加工品の製造を行い、合宿施設や食堂に供給するとともに、直販所等に出荷し、収入アップにつなげる。	〇スポーツ等の合宿施設の運営 ・小中学生など、各種スポーツや文化の合宿やキャンプのための施設の運営 ・企業の研修、異業種交流会のための施設の運営 ※学生サークルの合宿提供(吹奏楽、写真、絵画など文化系を誘致)演奏会やアート展も企画。その際は、舞台出店やドリンクバーで接客。	□食堂の経営 ・合宿施設の一部に、一般向けの食堂を開設 □農産物の生産販売 ・合宿施設等に供給する農産物の生産販売及び直販所に出荷 □農産物の加工品の製造販売 ・合宿施設等に供給する農産加工品製造販売及び直販所に出荷			
	⑩	施設の活用 (期間限定)	よさこい祭りに参加する、県外や県内遠隔地の団体に向けた、宿泊交流施設の運営。参加者にとっては期間中の宿泊施設不足の解消や、直前の準備作業の軽減につながり、地域にとっては期間限定とはいえ、一定の収入源の確保につながり、毎年のことになれば、交流人口の拡大につながる。	〇宿泊交流施設の運営「よさこい直前合宿」 ・よさこい祭り期間中の宿泊施設不足の解消にもつながる、宿泊交流施設の運営 ・県外や県内遠隔地からの参加団体に向けて提供	□地方車の組み立て作業場所や材料の提供 □地域のお祭り・イベント等での踊りの披露			
	⑪	施設の活用	宿泊交流施設の運営をメインとしながら、サイクリングステーションとなる施設を運営するとともに、高校や大学の運動部を中心とした合宿等を誘致する。	〇宿泊交流施設の運営 ・廃校施設の活用による宿泊交流施設の運営(指定管理) ・高校や大学の運動部を中心とした合宿等の誘致	□サイクリングステーションとなる施設の運営 ・自転車整備、レンタル等 道の駅等と連携したレンタサイクル等 ・サイクリングイベントの実施 ・運動部のトレーニングの一環 □店舗の経営 ・食堂や銭湯の経営			
4. 店舗等経営	①	遊休施設の活用	地域の施設を活用して、喫茶店等を併設する食料品などの生活物資を販売する生活店舗を中心に展開。生活物資については、地域を中心に移動販売や宅配等のサービスを実施するとともに、移動販売の車両等を有効に活用して、地域の野菜等の農産物の集出荷サービスを展開し、生活店舗で販売するとともに、地域の直販店や道の駅へ出展する。	〇生活店舗の経営 ・食料品等の日用品等の販売	□移動販売・宅配サービス ・店舗経営に合わせて、食料品等の移動販売、宅配サービスを実施 □喫茶店の経営 ・生活店舗に併設して、地域の憩いの場として経営 □農産物の集出荷サービス ・地域の野菜を集荷し、生活店舗で販売、直販所へ出荷			
	②	遊休施設の活用	地域にある民宿や旅館等を活用し、センターが主体となって、農家民宿等を運営。農家民宿を中心に、地域の伝統料理や名物料理などを提供する農家レストランを併設するとともに、濁酒等の地域の特産品を販売することで、交流人口の拡大を図る。	〇旅館・民宿の経営 ・地域内の活用されていない旅館や空き家等を活用した農家民宿等の運営	□自然体験の実施 ・農家民宿とのセットになった山登り、ウォーキング等の交流体験の実施 □農家レストランの経営 ・農家民宿に併設した、どぶろくや地域の伝統料理や名物料理等のメニュー化した農家レストランの運営 □農産加工品の製造販売 ・濁酒等の地域の特産品の製造し、農家レストランや直販所で販売			

カテゴリー	パターン	ビジネスモデル			想定される地域、必要な条件等	活用できる支援制度等	備考 (参考事例)
		コンセプト	モデルの概要	メインとなる活動			
4. 店舗等経営	③	地域資源の活用	地域の農産物等を販売する直売所を運営。集客の目玉として、米粉パンや米粉ケーキ等の製造・販売。セルフサービスのカフェを併設(ゆっくりつろげる仕組みをつくり、滞在時間で料金が変わるようなシステムで運営)	○直売所の経営 ・直売所の経営と米粉のパンとケーキの製造・販売	□食堂、カフェの運営 ・セルフスタイルのカフェの経営		
	④	遊休施設の活用	空き家を改修し、業種料理や精進料理など野菜を中心とした料理の飲食店を運営。来客の少ない時間を利用して料理教室の開催。家具やインテリアは若手デザイナーの商品を使う。若手デザイナーを近隣の空き家に移住してもらい、工房を見学するツアーを開催する。	○独自の色のあるレストランの経営 ・業種料理や精進料理等をメインとしたレストランの経営	□移住促進 ・若手デザイナーをターゲットとした移住者の受け入れ □イベントの開催 ・食糧料理等のコンセプトとした料理教室の実施 ・若手デザイナーの工房見学ツアーの開催		
	⑤	地域資源の活用	地域内の直売所を連携して、その食材を使った農家レストラン(ビュッフェ)を運営。あわせて独居老人などへの配食サービスの実施	○農家レストランの経営 ・地域の食材を活用したビュッフェ方式による農家レストランの経営	□配食サービスの実施 ・地域の高齢者等に向けた配食サービスの展開		
5. サービス提供	①	移住促進	廃校等の遊休施設を活用した「シェアオフィス」を中心に展開。そのノウハウを生かし、地域の空き家等を活用して、移住希望者や交流を希望する地域外の者をターゲットに、お試し住宅や簡易宿泊施設として貸し出しを行う。また、施設内には、住民やシェアオフィスの利用者、交流者等のための銭湯を整備。なお、施設の運営経費を削減するため、ソーラーパネルを設置し、余剰電力については売電を行う。	○シェアオフィスの運営 ・廃校等を活用した貸しオフィス・食堂の運営 ※シェアオフィスの社員食堂(地元食材の日替わりランチ:まかない) オフィスでのランチは、時間を気にせず集中できるよう地元でサポート。都会のコンビニでは味わえない美味しさと温かさが売り。地元の料理自慢の高齢者等が受託。兼いの場として活用	□お試し住宅や簡易宿泊施設の貸出しサービス ・地域の空き家等を活用した「お試し住宅」や簡易宿泊施設の貸し出し □銭湯の経営 ・地域の温泉等を活用したワンコインの温泉 □エネルギーの売電事業 ・施設の運営費用に充てるための電力の確保。余剰電力は売電		
	②	移住促進	「まんが家シェアハウス」を立ち上げ、全国から若者を募集し、漫画雑誌等に全国デビュー後は、その地域を舞台にした漫画を1本以上は掲載してもらう。	○シェアハウスの運営 ・漫画家の希望者を対象としたシェアハウスの運営 ※漫画甲子園出場者等に呼びかけて、全国から漫画家志望の若者を募集し、シェアハウスに居住してもらい、一流の指導者(元編集者)が指導しながら仲間同士が切磋琢磨する場を提供する。授業料は適正料金(年間百万円以上)ので収入を確保し、シェアハウスの賃貸料は安価とする。	□サービスの提供 ・子供たちや希望者に漫画教室や絵画教室の開催 ・広報紙等市町村の業務の一部を受託し、口絵やイラストなどを提供		
	③	有休資源の活用	廃校を改修し、一人暮らし用のアパート経営(高齢者の集合住宅)、コミュニティスペースを設置し、趣味の会や料理教室などを開催(講師はそこに住んでいる高齢者等)	○アパート経営 ・廃校や空き家などを活用し、一人暮らしの高齢者等をターゲットとしたアパートを運営する。	□サービスの提供 ・民芸細工や伝統料理などを教える文化教室の開催・運営		
	④	子供の教育	高知ふさと応援隊等を活用し、小中学生をターゲットとした「学習塾」の経営をメインに活動を行う。併せて、文科省の教育推進員制度を活用して、地域の子供の育成を図るとともに、「放課後子ども教室」との連携を図りながら、地域のイベントやものづくり、体験活動等が実施できる場を提供する。	○学習塾の経営 ・小中学生を対象とした学習塾の経営	□放課後教室の運営 ・「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」等との連携によるイベント等の実施 □教育推進員制度の活用 ・教育推進員やコーディネーターへの就任 □イベントの実施 ・空き家を活用した宿泊等 ・地域外の子供をターゲットとした体験型の交流事業の実施(木工教室、料理等の教室) □太陽光発電 ・エネルギーステーションの開設		
	⑤	移住促進	地域において、大学生・社会人等を中長期滞在を行いながら、インターンシップの受け入れ、もしくは連続講座の開催を通して、いかにビジネスを学ぶ。また、実際に地域において、物販などのトライアルの場を提供することで、起業へ向けての実体験・小さな成功体験を学ぶ場を設ける。	○学生・社会人向けの起業塾の開催 ・地域おこし協力員等による起業家セミナーや学習会などの実施	□交流事業の実施 ・短期の体験交流イベント(ワークショップ含む)の実施 □着地型観光の企画 ・旅行会社と連携して、地域の観光資源の魅力を活かした旅行商品の企画		
	⑥	資金調達	クラウドファンディング(インターネット上で事業内容をPRし、賛同する人から寄付(クレジットカード使用)してもらうことで事業を行う手法)のしくみから、集落活動センターで立ち上げ、県内各地のいろいろな事業に、全国から寄付を募りながら資金を集める仕組みをつくる。目標到達額に達した事業は、提案者から手数料を20%程度徴収し、収益とする。(目標額に達しない場合は、クレジットカードから引き落とししないしくみ)	○インターネットでの資金調達の仕組みづくり ・全国から資金を獲得するクラウドファンディングの仕組みづくり	□サービスの提供 ・クラウドファンディングを運営する集落センターのホームページには、全国からアクセスがあることを活かして、ホームページで地域産品を販売する。		
	⑦	生活支援	葬儀用祭壇の貸し出し及び仕出し料理の提供(精進落とし料理等)。	○葬祭事業の展開 ・葬儀用祭壇の貸し出し	□配食サービス ・高齢者を対象とした配食サービスの実施 □冠婚葬祭用の料理の仕出し ・精進料理などの仕出し		
	⑧	生活支援	新聞の販売店の経営(新聞配達)を行うとともに、高齢者等の見守り活動も兼ねて、水道の検針業務を行政や業者等から受託する。	○新聞の販売店の経営 ・地域の新聞社の協力を得て、新聞の配達業務の受託	□ライフラインの検針の代行 ・水道や電気、ガス等の検針業務の受託。(配達時に検針する) □生活店舗の運営 ・地域住民が利用できる生活物資を販売する商店の経営 □宅配サービスの実施 ・宅配業務の実施(新聞配達時に希望を聞く)		
	⑨	生活支援	地域の人材派遣バンク。大工、電気工事士、農家等から家庭料理のできる主婦まで、得意分野を活かしたノウハウを持つ人々を集め、人材派遣やイベント活動等を行う。	○よろずサービスの実施 ・地域内の人材を活用し、人材バンクによるの整備により、大工や電気工事士等の職人や専門人材を派遣する。(人材派遣サービス)	□生活支援 ・家庭の修繕、改修、草刈り、掃除など □エネルギー活用 ・雨水回収、太陽熱温水器、ソーラー発電、水の浄化等の家庭用簡易設備などによるエネルギー利用 □加工品開発 ・炭焼き、郷土料理、味噌・醤油づくり		
6. 行政サービス等の受託	①	生活支援	近隣集落又は市町村からの生活用水施設の維持管理の委託契約による定期的な収入確保と地域貢献を果たす。また、パイプ等の補修材料を常備し、迅速に対応することで修繕費収入を得る。	○生活用水の維持、管理 ・水道施設の維持、管理による収入源の確保	□公的施設の管理 ・水道施設等の運動させた公的な施設の管理を行う。		
	②	行政連携	地域内にある公園等の公営施設の管理運営を受託。併せて、県や市町村との協力を得て、県道等の草刈りや保守等の道路管理や遊漁センターなど業務を請け負う。地域のグループ等の連携を図り、地域の資源を生かした特産品づくりに取り組む。	○公営施設の管理、運営 ・地域内の公園や施設にかかる指定管理	□道路の管理 ・県道等の草刈り等の管理委託 □遊漁センターの運営 ・遊漁権の販売、釣り情報の提供を行う遊漁センターの運営 □特産品づくり ・地域の資源を生かした農産物等の特産品づくり		
	③	福祉活動	地域の遊休施設を活用して、あったかふれあいセンターの運営を受託。施設の未利用部分を地域の高齢者が活用できるグループホームとして整備するとともに、あったかふれあいセンターやグループホームの利用者などをターゲットとした生活店舗の運営を行う。	○あったかふれあいセンターの受託 ・社会福祉協議会等からの事業委託(一部の受託を含む)	□グループホームの開設 ・地域の高齢者をターゲットとしたグループホームの実施 □食堂、喫茶店の経営 ・地域の憩いの場となるレストラン、喫茶店の開設 □生活店舗の運営 ・食堂・レストランに併設した生活店舗の運営		